

ケーブルプラスホーム電話 サービス規約

第1条 適用

- 1 本規約は、株式会社ケーブルメディアワイワイ(以下「当社」といいます。)と、「ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款」(以下「KDDIホーム電話約款」といいます。)に基づきKDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)との間でケーブルプラスホーム電話サービス(以下「ホーム電話サービス」といいます。)の利用に係る契約を締結する者との間におけるホーム電話サービス専用アダプタ(以下「対象端末」といいます。)の設置サポートおよびホーム電話サービスに係る料金の請求等(以下あわせて「本取扱い」といいます。)について適用されます。
- 2 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する本取扱いに関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

- 1 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、本取扱いの条件は、変更後の規約によります。
- 2 当社が本規約において別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

- 1 ホーム電話サービスの申込みをする者(以下「申込者」といいます。)が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社を通じてKDDIに対しホーム電話サービスの利用に係る申込みをし、KDDIがこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本取扱いに関する契約(以下「本契約」といいます。)が成立します(以下、本契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。)
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が当社の業務区域以外に居住する者であるとき。
 - (2) ホーム電話サービスの利用に必要な電波環境が不十分である等、当該申込者によるホーム電話サービスの利用が技術上困難なとき。
 - (3) 申し込みをした者が、ホーム電話サービスに係る料金その他当社に対し支払うべき料金の支払いを怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が法人であることがわかったとき。
 - (5) 申込者が、当社が定めるケーブルテレビサービス、インターネットサービスその他の契約約款等に違反している、または違反していた事実から、KDDIホーム電話約款に違反するおそれがあると判断したとき。
 - (6) その他当社の業務遂行上著しい支障があると当社が認めるとき。

第4条 ホーム電話サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、KDDIホーム電話約款の規定に基づき契約者が KDDI に対して支払うべき料金その他の債務(以下「本利用料金等」といいます。)に係る債権が、別途KDDIの定めるところにより当社に譲渡される当社が請求主体となります。その結果当社が本利用料金等を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への当該債権の譲渡に関する個別の通

知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第5条 料金

本利用料金等の支払期日及び支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第6条 サポート

- 1 契約者が、KDDIによるホーム電話サービスの提供開始後も、ホーム電話サービスを利用できない場合は、ホーム電話サービス専用アダプタ(以下「対象端末」といいます。)及び契約者の設備の利用環境・態様に問題がないか確認をした上で、当社に申告するものとします。
- 2 当社は、契約者からの前項の申告に基づき当社所定のサポート対応(以下「サポート」といいます。)を行います。ただし、契約者の利用環境・態様及び申告の時間帯等によっては、サポートの実施が困難な場合又はサポートに相応の時間を要する場合があります。
- 3 前項の定めにかかわらず、契約者の対象端末の利用環境・態様に問題がある場合その他当社又はKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートを実施する責を負いません。

第7条 契約の解除

- 1 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。ただし、本契約解除前の事由に基づき契約者に生じた債務は本契約の解除によって免除されるものではありません。
 - (1)本利用料金等の全部又は一部について支払期日を経過してもなお当社に対して支払われないとき又は支払われないおそれのあるとき。
 - (2) 契約の申込みに当たって、契約者が事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) 契約者が、当社に対して事前に通知等することなく当社の業務区域以外に転居等したことが判明したとき。
 - (4) 契約者が、本契約その他契約者と当社との間で成立した契約に違反した場合又は違反するおそれがある場合。
 - (5) その他当社の業務遂行上、支障があると当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由及び本契約を解除する日を契約者に通知します。ただし、前項第 3 号に基づく場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 ホーム電話サービスの提供に係るKDDIと契約者との契約が終了した場合であっても、契約者は、本利用料金等(その額が電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 等に基づき請求できる金額を超えるときはその請求できる金額)について、なお支払いを要します。この場合において、本契約は、その支払いが完了したことをもって終了するものとします。

第 8 条 個人情報

- 1 ワイワイは契約者の個人情報(以下「個人情報」という)を個人情報の保護に関する法律及びワイワイの「個人情報に関する宣言」に基づき、適切に取り扱うものとします
- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。
 - (3) 個々の契約者に有益と思われるワイワイのサービスまたはワイワイの業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお契約者は別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
契約者の解約日より10年間を限度として、(1)～(5)に定める利用目的のために個人情報を取り扱うものとします。但し、加入者であったときのサービスの利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合には上記の限度を超えて利用することができるものとします。
 - (6) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - (7) 上記(1)～(7)にもかかわらず、次の場合にあっては、その限りではありません。
 - ア)法令に基づく場合。
 - イ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要があつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ウ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - エ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第9条(不保証)

当社は、本契約の締結により、KDDIから契約者への本サービスの提供を保証するものではありません。

第10条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第11条(債権回収代行会社等への回収業務委託)

契約者が本利用料金の支払いを怠った場合は、収代行会社へ債権の回収業務を委託する場合があること契約者は予め承諾するものとします。

第12条(紛争の処理)

ワイワイと契約者の間に紛争が生じた場合、延岡簡易裁判所または、宮崎地方裁判所延岡支部を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第13条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、ワイワイ及び契約者は本規約の趣旨に従い、意を持って協議の上
解決にあたるものとします。

附則

本規約は令和 7 年 9 月 1 日から施行します。